

砂川市規則第22号

令和5年6月26日

砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成27年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第4条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第1号及び第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

別表第1（第3条関係）中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

別表第2（第4条第2項関係）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。